

(仮称) 光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業に係る 事業協力者等(総合建設会社)の募集について

1. 事業及び施行者の名称

- (1) 事業の名称：光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業（予定）
- (2) 所在地：大阪府枚方市北中振三丁目の一部
- (3) 施行者の名称：光善寺駅西地区市街地再開発組合（予定）
- (4) 施行区域面積：約1.4ha

2. 事業協力者等（総合建設会社）に求める役割

- (1) 市街地再開発準備組合の事業推進業務（事務局業務、権利者調整業務、技術支援協力）
- (2) 権利者合意形成支援（代替地取得又は斡旋、仮設店舗建設及び代替店舗の確保）
- (3) 資金調達業務（資金融資または資金調達）
- (4) 保留床（住宅床以外）取得者及びテナントの斡旋
- (5) その他組合が事業推進に必要と認め、事業協力者と協議して定める業務

3. 応募資格

以下の要件を全て満たす必要があることを応募資格とします。

- (1) 建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 大阪府内に本社、支店または営業所があること。
- (3) 一級建築士事務所登録していること。
- (4) 経営事項審査の建築一式工事に係る最新（平成29年8月時点）の総合評定値（P）が1,600点以上であること。
- (5) 組合施行の市街地再開発事業における実績（業務代行・事業推進協力等）を有すること。

4. 募集スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------|
| 平成29年8月25日(金) | 募集要項配付開始 |
| 平成29年9月12日(火) | 現場説明会 |
| 平成29年9月15日(金) | 質疑書提出期限 |
| 平成29年9月25日(月) | 質疑回答 |
| 平成29年11月6日(月) | 提出書類一式の提出期限 |
| 平成29年11月下旬予定 | 公開プレゼンテーション |
| 平成29年12月上旬予定 | 選定委員会による書類審査・面談 |
| 平成29年12月中旬予定 | 臨時総会 諮問 |
| 平成29年12月下旬予定 | 協定書締結 |

5. 募集要項等の入手方法

当募集に関する窓口は、当事業のコンサルタントである「株式会社かんこう」が行います。

応募予定者は、下記の間合せ先まで、ご連絡いただければ、募集要項等をお送りいたします。

ただし、募集要項等は、次ページの「守秘義務の遵守に関する誓約書」のご提出をいただいた方のみに配付いたしますのでご了承ください。

また、9月12日（火）開催予定の現場説明会の要領も配付いたします。現場説明会に参加を希望される方は、9月8日（金）午後5時までにお申し込みしていただく必要があるため、それまでに募集要項等の入手の手続きをしてください。

〒536-0006 大阪市城東区野江1丁目12番8号
株式会社かんこう 技術本部 計画部 担当 山田・藤原
電話番号 06 (6935) 6906 (受付時間 10時から17時 土日祝を除く)
Eメール yamaday@kanko.cityis.co.jp

守秘義務の遵守に関する誓約書

光善寺駅西地区市街地再開発準備組合 御中

会社名

役職名・代表者名

印

弊社は、(仮称)光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業 事業協力者等(総合建設会社)募集において、応募を検討することを目的として、貴準備組合より配付される募集要項等について、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条 (定義)

本書でいう秘密保持とは、今回、貴準備組合から弊社に対して開示される一切の情報をいい、口頭、書面もしくは電子情報、その他の開示の方法を問いません。

第2条 (秘密の保持)

弊社は、貴準備組合から受領した募集要項等を秘密として保持し、本提案のみに使用するものとし、これを第三者に対し開示もしくは漏洩いたしません。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではありません。

- (1) 貴準備組合から開示された時点で、既に自ら保有していたもの。
- (2) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの。
- (3) 法令や政府機関の規則等により開示が要求されたもの。ただし、弊社は当該要求を速やかに貴準備組合に通知するものとし、当該秘密情報の秘密を保持するために、合理的にとりうる手段があるときは、その手段をとるべく努力するものといたします。
- (4) 本目的のため必要な範囲内で、弊社の役員、従業員及び本目的に関して弊社の委任を受けた専門家に対して開示する場合。
- (5) 書面による貴準備組合の承諾を得たもの。

第3条 (損害賠償義務)

弊社は、故意または過失により本書に違反して貴準備組合に損害を与えた場合には、貴準備組合に対して生じた損害を賠償することを約束します。

第4条 (秘密情報の返還)

弊社は、貴準備組合より秘密情報の返還請求を受けたとき、若しくは事業協力者等に選任されなかった時は、貴準備組合より開示された秘密情報の全てを、速やかに返還いたします。ただし、返還が物理的に不可能な場合は、貴準備組合の同意を得て、廃棄・消去するものとします。

以上